

平成28年度

農業委員会から農地等利用最適化推進施策に関する意見書に対する回答

平成29年2月14日

農林水産課
人事課

(1)意見事項

1. 認定農業者等の担い手に対する労力確保対策について

認定農業者などの担い手農家については、兼業農家に比べれば比較的に後継者は残っているものの、同じ作型農家で同時期に雇用を必要とするため、必然的に労働者不足に陥っている状態であり、繁忙期の労力不足は大きな課題となっています。

雇用型農業経営は、規模拡大や家族労働力の低下に伴い常時雇用が増加していますが、地縁・血縁による被雇用者の不足や人口減少等により、繁忙期の雇用したい時期に被雇用者がいないのが現状であり、労働力を確保するための対策と通年で雇用できる仕組みづくりが重要となっています。

このことにより、個人での常時雇用が難しいことから、他産業や異なる農業形態分野との労働力相互補完の仕組みを研究し、グループ化による農作業の効率化や労働力の確保を行う「常時雇用できる農業者グループづくり」を推進する必要があります。

また、県では収穫時などの労働力確保に向けて、国家戦略特区による外国人就農を提案しており、農業総生産額が県全体の43.9%を占める島原半島においては、特に重要な取り組みであると思われます。

そのため、次の事を要望します。

1) 常時雇用できる農業者グループづくりと被雇用者確保対策

異なる農業形態分野や作型の組み合わせで、年間を通じて雇用できる農業者グループ等の育成や、他産業との連携により労働力を補完できる仕組みを研究し、構築すること。

併せて、被雇用者の確保対策として、失業者や定年され年金を受給されるまでの方等のリストアップを通じて、農業での再雇用に繋がる道筋を確立すること。

さらに、これらを推進するために、農業関係団体等と農業者が年間を通じて雇用できる仕組みづくりについて協議し、雇用についてのサポート体制を整備すること。

※【回答】（農林水産課・農業班）

1) 常時雇用できる農業者グループづくりと被雇用者確保対策

本市農業における労力不足につきましては、市議会や農業者の方々からも多くのご意見を頂いており、大変深刻な課題として認識しているところであります。今回ご提案頂きました対策につきましても、いずれも重要な取組であると思われませんが、市としましては次のとおり進めて参りたいと考えております。

まず、異なる農業者等で労力をシェアできるような取組につきまして、重要となるのは農業者等の賃金水準や技能レベルに対する意識が統一できるかという点ではないかと考えています。特に品目が違う場合には、農作業の重度に応じた賃金水準も必要になると考えられることから、まずは生産部会のような同品目における年間通じての雇用確保に向けて研究して参りたいと考えております。

また、他産業との連携につきましては、建設業者との意見交換などにより情報収集を行っているところですが、人材不足という課題は他産業でも深刻な課題となっており、他産業との労力シェアという仕組みは、農業者同士のシェアよりもハードルが高いように感じているところであります。

市としましては、そのような労力シェアに向けた取組について、農業者や関係機関との連携により、地域農業の牽引的な役割をもつ農業者や農業者グループを育成し、効果的かつ継続的なシステムが確立するためにどのような支援が可能となるのか研究を進めて参りたいと考えております。

次に、被雇用者の確保対策については、個人情報なども含まれるため、関係各課への確認も必要かと思われませんが、高齢者による労力確保という取組については、市としても地域内における労力という観点で重要な取組と考えているところです。しかしながら、雲仙市シルバー人材センターにおける平成27年度の作業別請負業務実績では、農作業は全体の21%となっており、農林水産課で独自に実施したアンケート調査の結果でも「農作業をしたい」と答えた方は全体の17%という現状にあります。そのような状況を踏まえ、雲仙市シルバー人材センターの会員を対象に、いちごや玉葱、ミニトマト、レタス等の収穫並びに管理作業に

について、農家を講師とした技術研修会を数年前より実施しており、農作業への対応が出来る方が増加しているとお聞きしていることから、一定の効果が出ているのではと感じているところです。

また、初めて農作業を経験した方からも、農作業に対し意欲的なご意見も頂き、この取組の重要性を感じているところですが、「農業＝きつい」というイメージを完全に払拭し、農作業に対応できる方々をさらに増やすためには、数多くの課題があると思われます。そのような課題に対しても、他の取組も含めて分析し、体制づくりを進めて参りたいと考えております。

次に、農業者団体等と農業者が年間を通じて雇用できる仕組みづくりについて協議できるサポート体制についてですが、市としましてもシステム構築のための情報共有や協議・検討を行う組織の必要性を感じているところです。しかしながら、今後減少する人口に対して、いかに農業を職業として選択して頂くかということについて議論をする中では、農業者自らも雇用者として確かなスキルを身につけて頂くことも、大変重要なことではないかと思われます。

本市農業は基幹産業であり関連産業も多いことから、農業の衰退は本市経済全体にも影響を及ぼすと考えられます。市としましては、引き続き農業者との連携を図りながら、労力確保に向けた取組を進めて参りたいと考えております。

2) 国家戦略特区による外国人就農の支援

外国人技能実習制度の現状と課題を認識しつつ、県の提案である「国家戦略特区による外国人就農」は本市にとって重要な取り組みであると思われるので、本市が率先して賛同するとともに、いち早く取り組めるよう体制整備を行うこと。

※【回答】（農林水産課・農業班）

2) 国家戦略特区による外国人就農の支援

外国人技能実習生につきましては、本市においても農業だけでなく多くの事業所で受け入れておられ、その重要性は高いと認識しているところであります。県が提案している「国家戦略特区による外国人就

農」につきましては、現在国との協議が進められておりますが、多くの課題も残されていると思われ、最終的にどのような制度になるのか引き続き情報を収集して参りたいと考えております。

また、特区が施行された場合には、それに応じた体制整備も必要になると思われますので、県との連携を図りながら進めて参りたいと考えております。

しかしながら、本制度が施行されれば多くの農業者が要望されることも想定されますが、県の説明の中でも、安くて使いやすい労働力という考えが先行してはいけないといった説明もあっております。外国人雇用については、地域内雇用よりさらに受け入れる農業者のスキルが重要になると思われます。

市としましては、県内屈指の農業地帯を有していることから、このような制度を積極的に推進し、その体制整備を図るための研究を進めるとともに、そのような農業者の育成に向けた取組についても推進して参りたいと考えております。

2. 集落営農組織の育成について

圃場条件が良い農地については、担い手等により借り受けられていますが、そうでない農地については、借り手がなく、自作でしか対応できない状況となっており、高齢化が進んでいる地域においては、離農せざるを得ない農家が確実に増え、遊休農地も必然的に増加することとなります。

特に、条件不利地での個々の営農活動は中山間地域等直接支払制度により何とか維持しているものの、限界に近づいており、地域にあった集落単位の取り組み、つまり集落営農組織づくりを、今、強力に推進しなければ手遅れになる可能性が非常に高いと推察されます。

また、水田地帯においては、水稻の栽培しか行われず、収益が上がらないことから、農外収入により機械を購入し、赤字を承知で農地を維持している状況です。機械経費の削減や労力軽減を図るためにも、集落営農組織の育成が重要となっております。

集落営農が地域の担い手となることで、小規模農家や高齢農家へも集

落営農組織を通じて様々な政策支援が可能となり、労働力の確保についてもオペレーターを育成することで、解決しやすくなります。また地域が纏まることにより、基盤整備の推進も容易となる事が考えられます。

集落営農を推進するためには、「核」となる組織や取り纏める人材が地域に必要であることから、まずは水田地帯の土地改良区や中山間地域等直接支払協定集落において推進することが有効であると考えます。集落営農には「共同利用型」「作業受託型」「協業経営型」があり、地域の合意形成活動を十分に行った上で、地域にあった組織づくりを進めなければなりません。

このことは、「雲仙市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」及び「雲仙市農林水産振興計画」で集落営農の組織化・法人化の促進が謳われており、着実に推進する必要があります。しかし、その取り組みは十分とは言えず、集落営農について知らないとの声も上がっております。

そのため、集落営農への取り組みが確実に実施されるよう次の事を要望します。

1) 集落営農の組織づくりの推進

地域にあった集落営農の組織づくりを進めるにあたり、合意形成活動にかなりの時間を要するため、推進するための体制を整備し、水田地帯の土地改良区や中山間地域等直接支払協定集落などの中で計画的かつ強力に集落営農を推進し、組織の育成を図ること。また、集落内の農家外も含む多様な人材の加入も視野に入れた推進を行うこと。

この取り組みについては、喫緊の課題であり、業務の最優先事項として取り扱うこと。

※【回答】（農林水産課・農業班）

1) 集落営農の組織化につきましては、地域農業の高齢化や担い手不足により必要性が年々増加している状況は認識しております。

市内には、瑞穂3組織・吾妻3組織・愛野2組織の計8組織が組織され、活動されており、活動内容は、農業機械の共同利用や農作業の受委託をおこなっております。今後も、高齢化や担い手の減少が見込

まれることから、集落営農の組織づくりを島原振興局やＪＡ等の関係機関と一緒に推進を図ってまいります。現在は、瑞穂地区において、平成２７年度から３ヵ年県が取り組んでいる事業の「農村集落機能サポート事業」を活用し、３組織による機械の共同利用や米の販売等についての意見集約を行っている状況です。今後は、その状況を踏まえながら、市内全域へ集落営農組織化の推進を図っていきたいと考えております。

２）農用地利用改善団体の結成

地域の合意形成の中で農用地利用規程を定め、集落営農組織を位置づける必要があるため、集落営農組織の育成に併せて農用地利用改善団体を結成するよう指導すること。

※【回答】（農林水産課・農業班）

２）農用地利用改善団体は、集落の地縁的なまとまりのある区域内の農地の地権者からなる団体であり、その区域内における農作業の共同化や農地の利用関係の改善を実施するものとされております。

市内には、瑞穂１団体・吾妻３団体の計４団体が組織され、活動されておりますが、更に、集落で地縁的なまとまりのある区域に出向き、その地域の合意形成を図りながら、集落営農組織の推進と併せて推進を図ってまいります。

３）集落営農組織の法人化の促進

既存の集落営農組織については、法的に位置づけられた組織となるよう法人化に向けた指導を強化すること。

※【回答】（農林水産課・農業班）

３）市内には、法人化した集落営農組織はありませんが、先ずは農作業の受委託による取扱面積が大きい、吾妻集落営農組合から法人化に向けた説明を昨年末より、島原振興局と連携して行っております。

また、平成２９年２月２１日には、吾妻集落営農組合の法人化設立に向けた研修会が開催される予定です。

なお、今後も法人化のメリット等を理解してもらうために、組織の役員会や総会等の機会を捉えて、説明等を行って参ります。

3. 農業委員会等に関する法律の改正に伴う対応について

改正法では、農業委員の選出方法について、選挙制度や、議会推薦・団体推薦による選任制度を廃止し、地域からの推薦・公募制度に切り替わり、市議会の同意を要件とする市長の選任委員に一元化されます。これに伴い、農業委員の過半は認定農業者の中から選任するとともに、農業分野に利害関係なく公正に判断できる者を必ず入れることとなります。また、機動的な対応を可能とするため、農業委員は現行の半分程度の規模にし、さらに、女性・青年農業委員を積極的に登用することが謳われております。

また、新たに農地利用最適化の推進業務が追加され、農業委員会の指揮の下で、各地域における農地利用の最適化や担い手の育成・発展の支援を推進する農地利用最適化推進委員を新設し、推進委員は、地域からの推薦・公募等により、農業委員会が選任することとなります。

さらに、事務局については、知識や経験を有する職員の確保及び資質の向上を図るよう努めるとともに、市長は必要な協力をするよう努めなければならないとされております。

そのため、農業委員の選任や事務局体制について次の事を要望します。

農業委員の役割は、農地の確保・有効活用と担い手の確保・育成など地域農業の振興を図ることであり、農業に関する知識は勿論のこと、地域事情に精通し、地域のリーダー的人材が、最も適している。このことを踏まえ地域バランスを考慮した選任を行うこと。併せて女性・青年の積極的な登用を行うこと。

また、農業委員会の事務は、農地中間管理事業や遊休農地関連等の業務が増加しており、許認可業務とともに新たに追加された業務等に適切に対応するため、事務局の体制強化及び必要となる予算措置を含め、協力支援を行うこと。

※【回答】（人事課）

法律の改正に伴う農業委員の選任につきましては、改正法の規定を遵守することはもちろんのこと、現在の農業委員の皆様や農業委員会事務局からのご意見を十分に踏まえた上で、庁内各部署で連携・協議しながら進めて参ります。

また、事務局体制や財政措置につきましても、雲仙市全体での調整の中で、適正な配置に努めて参ります。